

モンテディオ山形サッカースクール

会 則

令和6年3月1日改正

(名称・所在地)

第1条 名称を「モンテディオ山形サッカースクール」(以下スクール) といひ、スクール事務局を天童市山王
1-1 山形県総合運動公園内におく。

附記(庄内スクールは、鶴岡市大山3丁目47-21 モンテディオ山形ジュニアユース庄内事務所におく。)

(目 的)

第2条 地域の子供たちを対象にサッカーを通じて体を動かす喜びやスポーツの楽しみを体験してもらい、健
やかな心と身体を育めるよう支援することを目的とする。

(入会資格)

第3条 本人および保護者が当スクールの目的に賛同していること。

(指導日時)

第4条 事前に決まっているコース(曜日/時間)での指導を基本とする。ただし、夏休み・冬休みの期間中、
及びトップチームホームゲーム開催日の活動については、変更することがある。

(指導内容及び指導者)

第5条 スクールが定めた指導方法により、専任指導者があたるものとする。

(入会手続き)

第6条 保護者の同意を必要とし入会申込書をスクール事務局に提出する。

(会 費)

第7条

1 年会費(入会費)

天童スクール・山形スクール・酒田スクール・鶴岡スクール・テクニカルスクール・GKスクール・Sク
ラス…8,000円(ただし、9月以降に入会の場合は、6,000円とする)

2 月会費

天童スクール…5,500円(キッズクラス、小学1～6年生クラス)

山形スクール…5,500円(キッズクラス、小学1～3年生クラス)

酒田スクール…5,500円(小学1～6年生クラス)

鶴岡スクール…5,500円(小学1～3年生クラス)

テクニカルスクール…5,500円(小学4～6年生クラス)

GKスクール…2,200円(小学4～6年生・中学生クラス) ※年4回に分けて徴収

Sクラス…6,600円(村山U-12・庄内・最上・置賜)、

3,300円(村山U-8・村山U-10)

週2回参加…8,250円

会費の支払いは、原則としてモンテディオ山形カードによるクレジットカード払いとする。また、支払われた年、月会費は返金しないものとする。

(指導場所)

第8条 スクール会場は、別途スクール募集概要による。

(自己負担)

第9条 会費、スクール会場までの交通費、練習着、そのほか練習に必要な個人用具一式。

(更新)

第10条 次年度の更新希望者の手続きについては年度末に行う。

(休会)

第11条 けがや病気などやむを得ない事情により1か月(30日)以上休む場合は、その旨をスクール事務局までに申し出たうえ、休会する前月25日まで休会届けを提出しなければならない。

(退会)

第12条 退会する場合は、その旨をスクール事務局までに申し出たうえ、退会届を退会する前月25日まで提出しなければならない。

(保険の加入)

第13条 活動中に負傷した場合は、加入する「総合型地域スポーツクラブ専用保障制度」の適用範囲であれば補償されるが、適用外の場合は本人負担とする。

(除籍)

第14条 本会則に違反することが度重なるなど、スクール生としてふさわしくないと判断した者を除籍させることができる。

2 年会費、月会費を3か月以上未納の場合、未納者を除籍することができる。

(免責)

第15条 スクール生・その保護者およびその関係者は、スクールにおける盗難、傷害そのほかの事故について、当スクールまたは指導者に対して、何ら損害賠償等を請求しないものとする。

(閉鎖)

第16条 社会情勢の変化やその他スクール運営が継続困難となる事由が生じた場合、3か月前に予告することにより無条件に閉鎖することが出来る。

(付 則)

第17条 スクールは、必要に応じ随時本会則を改正するとともに、本会則に定めていない事項については細則を定めることができる。

附 則 本会則は、平成16年4月1日から効力を生じるものとする。

平成23年4月1日改定

平成24年3月1日改定

平成25年3月6日改定

平成26年1月27日改定

平成27年3月9日改定

平成28年3月15日改定

平成29年3月30日改定

平成30年3月15日改定

令和2年2月28日改定

令和3年3月10日改定

令和4年3月11日改定

令和5年3月2日改定

令和6年3月1日改定